

平成24年度財政的援助団体等監査

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成24年度の財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

平成23年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

(3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、60団体について、平成24年7月から平成25年3月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	43
出 資 団 体	13
指 定 管 理 者	4
合 計	60

(4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した60団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、57団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の3団体においては、次のとおり是正又は改善を要する4件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

(2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
議会、知事部局	報告：平成25年3月28日	平成26年1月17日付けで知事部局より通知
教育委員会	公表：平成25年3月29日	該当なし
財政的援助団体等		—

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
環境管理部	北薩森林組合	補助金の支出に係る出納事務において、伐採請負人への請負代金が長期間支払われていないなど、不適切な事務処理がある。 （鹿児島県森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金）	1 県の指導、監督の強化 文書により、再発防止策の検討と適正な執行について指導を行うとともに、所管する地域振興局を通じ、森林関係事業等の適正な事業実施や稟議等適正な事務処理について継続的に指導を行った。 2 当該団体が講じた改善措置 請負代金の支払を行うとともに、

			<p>出納事務については、事業毎の進捗管理表や現場遂行計画を作成するとともに、債権・債務の科目明細書の作成頻度を3ヶ月毎から毎月に変更するなど、事業の進捗管理や経理処理の適正化を徹底するほか、関係書類の整備や管理状況を複数の職員でチェックする体制に改めた。</p>
商工労働水産部	公益財団法人 かごしま産業 支援センター	<p>通勤手当において、通勤距離の誤りによる過払いがある。 (財団法人かごしま産業支援センター出捐金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 当該団体の諸規程に従い認定を適切に行うよう通知するとともに、認定に当たっては、地図等を活用し必要に応じて実測を行うよう指導した。</p> <p>2 当該団体が講じた改善措置 通勤距離の実測を行い、通勤距離の認定を改めるとともに、過払い分は認定日まで遡及し、返納手続きを行った。 また、通勤距離の確認に当たっては、インターネット等を活用し、必要に応じ実測を行うこととした。</p>
土木部	鹿児島県住宅 供給公社	<p>1 経営健全化計画において、債務超過の解消が計画目標とされているが、債務超過額が更に増大している。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業において、多額の収入未済がある。 (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金) (分譲住宅頭金補足事業資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していくこととともに、悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していくこととした。</p> <p>2 当該団体が講じた改善措置 分譲資産の早期売却や賃貸施設の空室解消を行うなど、収支の改善を図り、一層の経営改善に努めることとした。 また、未収債権については、電話や文書による督促、夜間督促などの取組に加え長期滞納者に対する訴訟手続きの実行など、滞納の長期化防止を図り、適切な債権管理に努めることとした。</p>